

契約書（案）

1. 契約件名 行政情報ネットワークシステムの運用・管理及び保守契約
2. 品名及び数量 仕様書のとおり
3. 契約金額 金 円（うち消費税及び地方消費税 円）
4. 契約期間 令和2年4月1日～令和2年3月31日
5. 履行場所 北海道運輸局
6. 契約保証金 免除

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 大高 豪太を発注者とし、〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇を受注者として、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 受注者は、北海道運輸局におけるクライアントパソコン等の安定・確実な動作の維持のために運用・管理及び保守を行い、発注者は、受注者にその対価として料金を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 2 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

（料金）

第 3 条 料金は、頭書の契約金額とし、月額は別紙のとおりとする。

（検査及び料金の請求）

第 4 条 受注者は、業務内容について、毎月末日に発注者の検査を受けた後、前条に定める料金を発注者に請求するものとする。

なお、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（料金の支払）

第 5 条 料金は、使用月分ごとに支払うものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に料金を支払うものとする。

3 発注者は、発注者の責に帰する事由により前項の約定期間内に料金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当

該未支払金額に対し年2.7%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(保守)

第6条 受注者は、発注者が仕様書に定める対象機器等を常時正常な状態で使用できるように常駐員を履行場所に常駐させ、仕様書に基づき運用・管理及び保守を行わなければならない。

(委任等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、この契約の実施にあたり、知り得た発注者の業務上の秘密、情報を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

また、本契約終了後においても同様とする。

2 受注者は、本契約に係る業務に関して発注者から提供された情報を、当該業務の終了時に発注者に返却、消去又は廃棄し、その旨を書面にて報告するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が契約の解除を申し出たとき

(2) この契約に関して受注者又は受注者の代理人若しくは受注者の使用人に不正行為があったとき

(3) 受注者が前条の規定に違反したとき

(4) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき

(5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所が不明となったとき

(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき

(イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

(ロ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (ニ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (ホ) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(ハ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき
- (7) 発注者の都合により契約の解除をするとき

(違約金)

- 第10条 受注者は、前条第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- ただし、前条第1号の場合において、受注者の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第11条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名

- 宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（紛争の解決）

第12条 この契約に関し、定めのない事項又は発注者、受注者の間に紛争の生じた事項については、その都度発注者受注者協議のうえ決定する。

第13条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年4月1日

発注者 札幌市中央区大通西10丁目
支出負担行為担当官
北海道運輸局長 大高 豪太

受注者

別紙

◆月 額

使用月	金 額
4月分	
5月分	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
合計	

北海道運輸局における行政情報ネットワークシステムの運用・管理及び保守仕様書（案）

1. 件名

北海道運輸局における行政情報ネットワークシステムの運用・管理及び保守契約

2. 目的

本契約は、北海道運輸局（北海道運輸局管内各運輸支局本庁舎、分庁舎及び海事事務所を含む。以下「運輸局等」という。）において、クライアントPC等の安定、確実な動作の維持のために運用・管理及び保守を行うことを目的とする。

3. 運用・管理及び保守の期間、時間等

期 間： 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

年末年始の休日を除く月曜日から金曜日までの週3日（カレンダーのとおり）

（指定する曜日が祝日の場合は、監督職員が別途振り替えて指定する。）

時 間： 9：00から12：00までの1日3時間

日 数： 週3日、年間 計155日

なお、監督職員が緊急を要すると判断した場合の時間外については、実施責任者は監督職員と協議のうえ速やかに対応すること。

4. 実施責任者及び常駐員

(1) 受注者は、運用・管理及び保守に係る社内における実施責任者及び北海道運輸局に常駐する常駐員を定め、その氏名・役職を監督職員に通知するものとし、変更する場合も同様とする。

(2) 常駐員は、行政情報ネットワークシステムの接続機器に関して熟知した技術員であること。

5. 要員数

常駐員 1名（3. に定める期間、時間中、北海道運輸局総務部総務課に常駐）

6. 対象機器等

対象機器等は、運輸局等において行政情報ネットワークシステムに接続のクライアントPC、プリンタ、スキャナー等のハードウェア及びこれらに導入されているソフトウェアとし、詳細は別紙のとおりとする。

7. 業務内容

業務内容は次のとおりとし、詳細は「国土交通省行政情報ネットワークシステムの運用・管理及び保守詳細仕様（北海道運輸局版）」に定める。

なお、常駐員は、第三者との混在・共同作業を行ってはならないものとする。ただし、

特別の理由があり、監督職員がこれを認めた場合はこの限りでない。

- (1) 対象機器等の運用・管理及び業務支援
- (2) 対象機器等の保守
- (3) 対象機器等の障害発生時の対応

8. 協議事項

業務にあたり不明な点等がある場合、実施責任者及び常駐員は監督職員と協議のうえ、その指示によること。

9. 消耗品等

業務にあたり必要とする消耗品等は、受注者が用意すること。

10. 損害等

- (1) 業務にあたり物品に損害を与えた場合は、直ちに修復すること。
- (2) 常駐員の過失に起因する故障又は不具合が生じた場合は、直ちに修復すること。

11. 監督職員

北海道運輸局総務部総務課総務係長

国土交通省行政情報ネットワークシステムの
運用・管理及び保守詳細仕様（北海道運輸局版）

I. 対象機器等の運用・管理及び業務支援

1. 運用・管理の範囲

クライアントPCに導入されているネットワーク資産管理等のソフトウェアを使用し、次の対象機器等の運用・管理を行うこと。

(1) ハードウェア

「仕様書6. 対象機器等」に定めるハードウェアとする。

(2) ソフトウェア

「仕様書6. 対象機器等」に定める機器等に導入されているオペレーティングシステム等次のソフトウェアとする。

- ① オペレーティングシステム
- ② 管理用アプリケーション（SKYSEA）
- ③ ウィルス対策アプリケーション（ウィルスバスター）
- ④ 文書等業務アプリケーション（MS Office、一太郎等）
- ⑤ 行政情報システム管理運営規則第10条の承認に基づくアプリケーション

2. 業務支援

常駐員は、「仕様書3. 運用・管理及び保守の期間、時間」に定める期間及び時間中、北海道運輸局総務部総務課に常駐し、次の業務支援を実施すること。

- (1) クライアントPC等の据え付け調整、設定、ソフトウェアのインストール、再インストール及びネットワークの設定等を実施し、職員の利用環境を整備すること。

なお、日常的な運用に伴う軽微な環境設定変更（人事異動時における環境設定変更、ファイルサーバー等の接続設定等）は、発注者の業務範囲とする。

- (2) 対象機器等の修理、部品交換が必要な場合は、監督職員の指示のもとメーカー等に対するセンドバック支援、及び梱包・発送に係る支援を行うこと。
- (3) 北海道運輸局ホームページ及び各支局・海事事務所ホームページの編集作業における技術上の助言及び編集作業の支援を行うこと。
- (4) 電子メールを利用して行う外部に対するアンケート調査及び意見募集並びにその集約作業に関する技術上の助言及び業務の支援を行うこと。

II. 対象機器等の保守

1. 保守の範囲

「1. 運用・管理の範囲」に定める対象機器等とする。

2. 保守内容

- (1) クライアントPC等の安定、確実な動作の維持のために、監督職員の指示のもと

必要な措置を講ずること。

- (2) 職員からの対象機器等に関する問い合わせに関し、適切な指示、指導を行うこと。
また、必要に応じ資料などを作成すること。

Ⅲ. 対象機器等の障害発生時の対応

1. 障害発生時の報告・連絡体制

対象機器等に障害が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに実施責任者へ連絡すること。

2. 障害発生時の処理体制

対象機器等に障害が発生した場合は、監督職員の指示のもと次のとおり処理すること。

- ① 障害の内容の把握・箇所の特定を行うこと。
- ② 直ちに障害復旧に努めるとともに、速やかに必要な処置を行うこと。
- ③ 必要に応じソフトウェアを再インストールし、機能の回復を図ること。
- ④ 遠隔地にて障害が発生した場合は、現地担当者との連絡を取り、遠隔操作にて必要な処置を行うこと。遠隔操作できない場合は、電話等により作業手順を指示し、必要な処置を行うこと。また、実作業を必要とする場合は、現地より機器等の送付を受け、必要な処置を行うこと。

Ⅳ. その他

1. 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合には、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
2. 本仕様書に定める常駐員の要員を確保すること。
3. 受注者は、技術的問題点等の早期解決のため社内に技術的支援対策を確立すること。
4. 国土交通省行政情報ネットワークシステムに係るハードウェア及びソフトウェア等の環境に変更が生じた場合には、本仕様を適用することを原則とするが、詳細については別途協議するものとする。
5. 安全防災危機に関する重要かつ重大な事態が発生し、北海道運輸局における行政情報ネットワークに緊急体制を敷く必要があり、発注者から協力要請があった場合は、これに応じるものとする。

2020年4月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
			1 ○	2	3 ○	4
5	6 ○	7	8 ○	9	10 ○	11
12	13 ○	14	15 ○	16	17 ○	18
19	20 ○	21	22 ○	23	24 ○	25
26	27 ○	28	29 ○	30		

2020年5月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
					1 ○	2
3	4 ○	5	6 ○	7	8 ○	9
10	11 ○	12	13 ○	14	15 ○	16
17	18 ○	19	20 ○	21	22 ○	23
24	25 ○	26	27 ○	28	29 ○	30
31						

2020年6月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
	1 ○	2	3 ○	4	5 ○	6
7	8 ○	9	10 ○	11	12 ○	13
14	15 ○	16	17 ○	18	19 ○	20
21	22 ○	23	24 ○	25	26 ○	27
28	29 ○	30				

2020年7月 14 日

日	月	火	水	木	金	土
			1 ○	2	3 ○	4
5	6 ○	7	8 ○	9	10 ○	11
12	13 ○	14	15 ○	16	17 ○	18
19	20 ○	21	22 ○	23	24 ○	25
26	27 ○	28	29 ○	30	31 ○	

2020年8月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 ○	4	5 ○	6	7 ○	8
9	10 ○	11	12 ○	13	14 ○	15
16	17 ○	18	19 ○	20	21 ○	22
23	24 ○	25	26 ○	27	28 ○	29
30	31 ○					

2020年9月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 ○	3	4 ○	5
6	7 ○	8	9 ○	10	11 ○	12
13	14 ○	15	16 ○	17	18 ○	19
20	21 ○	22	23 ○	24	25 ○	26
27	28 ○	29	30 ○			

2020年10月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 ○	3
4	5 ○	6	7 ○	8	9 ○	10
11	12 ○	13	14 ○	15	16 ○	17
18	19 ○	20	21 ○	22	23 ○	24
25	26 ○	27	28 ○	29	30 ○	31

2020年11月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ○	3	4 ○	5	6 ○	7
8	9 ○	10	11 ○	12	13 ○	14
15	16 ○	17	18 ○	19	20 ○	21
22	23 ○	24	25 ○	26	27 ○	28
29	30 ○					

2020年12月 12 日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 ○	3	4 ○	5
6	7 ○	8	9 ○	10	11 ○	12
13	14 ○	15	16 ○	17	18 ○	19
20	21 ○	22	23 ○	24	25 ○	26
27	28 ○	29	30 ×	31		

2021年1月 12 日

日	月	火	水	木	金	土
					1 ×	2
3	4 ○	5	6 ○	7	8 ○	9
10	11 ○	12	13 ○	14	15 ○	16
17	18 ○	19	20 ○	21	22 ○	23
24	25 ○	26	27 ○	28	29 ○	30
31						

2021年2月 12 日

日	月	火	水	木	金	土
	1 ○	2	3 ○	4	5 ○	6
7	8 ○	9	10 ○	11	12 ○	13
14	15 ○	16	17 ○	18	19 ○	20
21	22 ○	23	24 ○	25	26 ○	27
28						

2021年3月 14 日

日	月	火	水	木	金	土
	1 ○	2	3 ○	4	5 ○	6
7	8 ○	9	10 ○	11	12 ○	13
14	15 ○	16	17 ○	18	19 ○	20
21	22 ○	23	24 ○	25	26 ○	27
28	29 ○	30	31 ○			